

大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 150

最近改正 令和 5. 12. 28 規程 234

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 5 条から第 8 条までの規定による職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 職員 大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に規定する職員のうち、大阪公立大学医学部附属病院職員の再雇用に関する規程の適用を受ける者を除いたものをいう。
- (3) 技能職員 職員のうち給与規程第 4 条第 2 号に掲げる一般職給料表(2)の適用を受ける者をいう。
- (4) 給料月額 給料表に定める給料の月額をいう。
- (5) 初任給 新たに職員となった者の給料月額をいう。
- (6) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 必要経年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経年数をいう。
- (9) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (10) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (11) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (12) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。

(職務の分類)

第 3 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類（以下「職務分類」という。）するものとする。

2 前項の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、別表第 1（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりする。

(職務の級の資格基準)

第 4 条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第 2（以下「級別資格基準表」

という。)に定めるとおりとする。

- 2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表、職種等及び学歴、免許等の資格の区分に応じて適用する。
- 3 級別資格基準表において、学歴、免許等の資格の区分に定めがある場合は、当該職員の最終の学歴、免許等の資格に応じて適用するものとする。ただし、当該職員の最終の学歴、免許等の資格以外の資格による方がその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

第2章 採用時における職務の級の決定

(新たに採用された者の職務の級の決定)

第5条 新たに職員として採用された者の職務の級は、その職務に応じて決定する。

- 2 前項の職務の級の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たす級の範囲内で行うものとする。

(前職等の期間を有する職員の職務の級の決定)

第6条 新たに職員として採用された者で、次の各号に該当する者は、級別資格基準表の適用にあたって用いる学歴、免許等の資格を取得した日以降本法人に職員として採用されるまでの経歴に係る期間（以下「前職等の期間」という。）の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第113条の規定により、公立大学法人大阪府立大学の職員又は公立大学法人大阪市立大学の職員から引き続き職員となった者
- (2) 地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の役職員を含む。以下同じ。）から引き続き職員となった者
- (3) 国家公務員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定独立法人以外の独立行政法人を含む。）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の役職員から引き続き職員となった者
- (4) 就業規則第17条の規定により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後本法人の職員として復帰のため採用された者
- (5) 専門的知識、実務経験等を必要とする職に採用された者で、前職等の期間を6月上有するもののうち、理事長が特に必要と認めるもの
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない間に職員として採用された者

- (7) その他理事長が前各号に準ずる者として定める者

第3章 初任給の決定

第1節 初任給基準

(初任給)

第7条 新たに職員として採用された者（第10条に規定する者を除く。次条及び第9条において同じ。）の初任給は、その者が適用を受ける給料表、職種等、学歴、免許等の資格及び職務の級の区分に応じて別表第3（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号給とする。

第2節 職員の前歴加算

(外部経歴を有する職員の初任給)

第8条 新たに職員として採用された者のうち、次項に定める初任給基準日から本法人に職員として採用されるまでの間の経歴に係る期間（以下「外部経歴期間」という。）を有する者の初任給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 一般職給料表(1)又は一般職給料表(2)の適用を受ける者のうち、次号に掲げる者以外の者 次に掲げる数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
- ア 別表第4に掲げる月数の合計月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。以下「換算月数」という。）のうち60月以内の部分を12月で除して得た数に4を乗じて得た数
- イ 換算月数のうち60月を超える部分を15月で除して得た数に4を乗じて得た数
- (2) 一般職給料表(1)又は一般職給料表(2)の適用を受ける者のうち、当該外部経歴に60月を超える同種職務（職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務をいう。以下同じ。）に従事した期間があるもの 次に掲げる数の合計数を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
- ア 別表第4第1号に掲げる月数を12月で除して得た数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）
- イ 同表第2号から第4号までに掲げる月数の合計月数に、前項により切り捨てられた端数に3を乗じた数を加えて得た月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を、15月で除して得た数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）
- (3) 医療職給料表、看護職給料表(1)又は看護職給料表(2)の適用を受ける者のうち、次号に掲げる者以外の者 次に掲げる数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
- ア 換算月数のうち60月以内の部分を3月で除して得た数

- イ 換算月数のうち60月を超える部分を4.5月で除して得た数
- (4) 医療職給料表、看護職給料表(1)又は看護職給料表(2)の適用を受ける者のうち、当該外部経歴に60月を超える同種職務に従事した期間がある者 次に掲げる数の合計数を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
- ア 別表第4第1号に掲げる月数を3月で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。)
- イ 同表第2号から第4号までに掲げる月数の合計月数に、前項により切り捨てられた端数に3を乗じた数を加えて得た月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を、4.5月で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。)
- 2 前項の初任給基準日とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるものをいう。
- (1) 次号から第3号に掲げる者以外の者 初任給の算定の基礎となる学歴、免許等の資格を取得した日
- (2) 次号に掲げる者以外の技能職員 18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日
- (3) 学歴、免許等の資格を必要とする職務の技能職員となった者のうち18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後に学歴、免許等の資格を取得した者 当該学歴、免許等の資格を取得した日
- (4) 医療ソーシャルワーカー 精神保健福祉士又は社会福祉士のうちいずれかの資格を取得した日
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第4第4号は初任給の算定の基礎となる学歴、免許等の資格に対しては適用しない。

第3節 初任給基準の定めのない職務の級の初任給

(初任給基準の定めのない職務の級の初任給)

第9条 新たに職員となった者で、第2章(採用時の職務の級の決定)の規定により決定された職務の級について、初任給基準表に号給の定めがない者の初任給は、その者の職務の内容、学歴、免許等の資格、他の職員との均衡等を考慮して決定する。

第4節 人事交流等により異動した場合の初任給

(人事交流等により異動した場合の初任給)

第10条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の初任給を前5条の規定により算定した場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める時から職員として在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、以降引き続いて職員となった日までの期間の業績等

を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給（理事長が定める場合にあっては、その者が引き続いて職員となった日の前日に受けていた給料月額を基準とし、他の職員等の均衡を考慮して調整した号給。）を、その者の初任給を決定することができる。

(1) 本法人の役員 役員となったとき（役員となる前日に引き続く職員、旧府大法人の役員若しくは教職員（以下「旧府大法人の役職員」という。）、旧市大法人の役員若しくは教職員（以下「旧市大法人の役職員」という。）、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合は当該教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員となったときとする。さらにその前に引き続く職員、役員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

(2) 地方公務員 地方公務員となったとき（地方公務員となる前日に引き続く役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は国家公務員の期間がある場合は当該役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は国家公務員となったときとする。さらにその前に引き続く役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

(3) 国家公務員 国家公務員となったとき（国家公務員となる前日に引き続く役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は地方公務員の期間がある場合は当該役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は地方公務員となったときとする。さらにその前に引き続く役員、職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

2 就業規則第 17 条の規定により転籍出向先法人の役職員となり、その後に本法人の職員として復帰のため採用された者については、前 5 条の規定にかかわらず、当該転籍出向先法人の役職員となった間も引き続き職員であったものとみなした場合に復帰した日に受けることとなる号給をもって、その者の復帰した日の号給とする。

第 4 章 異動時における職務の級の決定

（職員の異動の場合の職務の級の決定）

第 11 条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準を異にする他の職に異動させた場合には、その者が異動後の職に移った日に新たに職員として採用されたものとみなして第 5 条及び第 6 条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

2 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合において、異動後の職が職員である者については、その者が職員として採用された日（免許等の資格を必要とする職務に移った者が職員として採用された時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から当該異動となる日の前日までの期間の全部又は一部を在級年数とみなして第 5 条及び第 6 条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

第5章 異動時における号給の決定

(異動の場合の号給等)

第12条 職員を給料表の適用を異にすることなく1の職から次の各号に掲げる職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が異動後の職に移った日において新たに職員として採用されたものとみなして、第3章(初任給の決定)の規定により決定する。ただし、当該号給の給料月額が、異動後の職に移った日の前日に受けていた号給の給料月額(以下この項において「現給」という。)に達しないときは、理事長が定める場合に限り、現給を基準とし、他の職員との均衡を考慮してその者の号給を調整し、決定することができる。

- (1) 異動前の職と同じ職務の級で初任給の基準を異にする職
- (2) 異動前の職と職務の級を異にする職で初任給の基準を異にする職種等に属する職

2 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が職員として採用された日(免許等の資格を必要とする職務に移った者が職員となった時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日)から異動後の職の職員として在職したものとみなして、職員として採用された日に当該異動後の職で採用された場合の初任給を基礎として、以降当該異動の日までの期間の勤務成績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給(理事長が定める場合にあっては、その者が異動した日の前日に受けていた給料月額を基準とし、他の職員との均衡を考慮して調整した号給)により決定するものとする。

(上位資格の取得等の場合の給料月額決定)

第13条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(前条第1項ただし書又は同条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長が定めるところにより上位の号給に決定することができる。

第6章 昇格

(昇格)

第14条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じて、その者の属する職務の級を上位の職務の級に昇格させる。

2 前項の昇格の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たした限りで行うものとする。

(前職等の期間等を有する職員の最初の昇格)

第15条 次の各号に掲げる者について、採用後又は異動後最初の昇格にあたり前条の規定を適用する場合においては、当該各号に定める期間の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 第6条の規定の適用を受ける者 その者の前職等の期間から、採用時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間
- (2) 第11条第2項の規定の適用を受ける者 その者の前職等の期間にその者が職員に採用された日（免許等の資格を必要とする職務に移った者が職員となった時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から当該異動の日までの期間を加えたものから、異動時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間

（上位資格の取得等による昇格）

第16条 職員が級別資格基準表の学歴、免許等の資格の区分を異にする学歴、免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前2条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第7章 昇格時の号給の決定

（昇格の場合の号給）

第17条 職員を昇格させた場合（第12条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者に適用される給料表及びその者が当該昇格の日の前日に受けていた号給に応じて別表第5に定める昇格後の級の号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず看護職給料表(1)の適用を受ける者を昇格させた場合（第12条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者が当該昇格後に受ける号給は昇格後の級の1号給とする。

（降格の場合の号給）

第18条 職員を降格させた場合（第12条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者の号給は、当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 前条第2項の規定は、教職員を2級以上下位の職務の級へ降格させた場合の号給について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず看護職給料表(1)の適用を受ける者を降格させた場合（第12条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者の号給は当該降格の前の期間における当該降格後の職務の級を受けていた期間の末日に受けていた号給を基礎として同日から当該降格の前日まで当該降格後の職務の級を受けていたものとみなし、当該降格までの期間における勤務成績を考慮して、順次昇格させた場合に得られる号給

とする。

(降格した職員を最初に昇格させる場合)

- 第 19 条 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第 17 条の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1 度の降格で 2 級以上下位の級へ降格した職員を当該降格後に昇格させた場合において、その者が当該昇格後に受ける号給は、当該昇格によりその職員の職務の級が当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、看護職給料表(1)の適用を受ける者が当該昇格後に受ける号給は、第 17 条の規定にかかわらず、当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日の職務の級に降格する日の前日の職務の級及び号給とする。
- 4 第 10 条及び第 12 条の規定により調整された給料月額を受ける職員を昇格させた場合の号給については、理事長が定める。

第 8 章 昇給

(昇給の時期)

- 第 20 条 給与規程第 8 条の規定による昇給の時期は、1 月 1 日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の区分による昇給の号給数)

- 第 21 条 給与規程第 8 条の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 一般職給料表(1)の 1 級（次号に掲げる者を除く。）、一般職給料表(2)の 1 級、医療職給料表の 1 級、看護職給料表(1)の 1 級、2 級及び 3 級並びに看護職給料表(2)の 2 級である職員 昇給させる年度の前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間（以下「前年度の評価期間」という。）における勤務成績の評価（前年度の評価期間における勤務成績の評価に基づいて昇給の号給数を決定することが著しく不相当であると認める場合にあっては、昇給させる年度の前々年度の 4 月 1 日から昇給させる前年度の 3 月 31 日までの期間における勤務成績の評価。次号及び第 3 号において「勤務成績の評価」という。）に応じ、それぞれ次に定める号給数
- ア 勤務成績が特に良好である職員 5 号給
- イ 勤務成績が良好である職員 4 号給
- ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2 号給
- エ 勤務成績が良好でない職員 0 号給
- (2) 一般職給料表(1)の 1 級である職員のうち、採用の日から当該昇給日の属する年度

の末日までの期間が別表第6に定める年数に満たない職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が良好である職員 4号給

イ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

ウ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が優秀である職員 6号給

イ 勤務成績が良好である職員 4号給

ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

エ 勤務成績が良好でない職員 0号給

2 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合におおむね合致していなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の40

(2) 前項第3号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の30

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。

(1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者又は第12条第1項若しくは第13条の規定により号給を決定された者（第12条第1項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。以下これらを「新たに職員となった者等」という。）にあつては、新たに職員となった日又は当該号給を決定された日（以下これらを「新たに職員となった日等」という。）から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 2号給

(2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 4号給

(3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上3日未満である職員 2号給

(4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある職員 4号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 就業規則第19条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。）

- (2) 就業規則第 44 条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
 - (3) 就業規則第 50 条第 3 号の規定による停職
 - (4) 就業規則第 59 条第 1 項の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇（以下「就業の禁止における病気休暇」という。）
 - (5) 就業規則第 60 条第 1 項の規定による勤務停止により与えられた病気休暇（以下「勤務停止における病気休暇」という。）
 - (6) 大阪公立大学医学部附属病院職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
 - (7) 勤務時間等規程第 30 条の規定による病気休暇（1 日単位のものに限り、第 4 号及び第 5 号に該当するものを除く。）
 - (8) 欠勤（1 日単位のものに限る。）
 - (9) 勤務時間等規程第 32 条第 2 項第 1 号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1 日単位のものに限る。）
- 3 第 1 項に規定する勤怠調査期間において勤務時間等規程別表 2「看護部」「看護師・助産師」「Y」欄に定める勤務時間が適用される期間（以下「夜勤専従期間」という。）がある場合は、同表 2「看護部」「看護師・助産師」「A」から「X」欄に定める勤務時間が適用されていたと仮定した場合の勤務すべき日数をもって、夜勤専従期間の勤務すべき日数とみなす。
- 4 前項の適用を受ける者の第 1 項の適用においては、月ごとに第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用にかかる欠勤の日数並びに第 2 項各号に定める期間の日数（以下この項において「欠勤等日数」という。）に次の算式により得られる値を乗じて得られる日数（1 日未満の端数は切り捨てる。）をもって、夜勤専従期間における欠勤等日数とみなす。

前項の定めによる勤務すべき日数とみなされる日数

18

（懲戒処分等による昇給の号給数の調整）

第 23 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

- (1) 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった者等にあつては、新たに職員となった日等から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、就業規則第 50 条第 1 号に掲げる戒告の処分を受けた職員 2 号給
- (2) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 50 条第 2 号に掲げる減給の処分を受けた職員 3 号給
- (3) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 50 条第 3 号に掲げる停職の処分を受けた職員 4 号給

(4) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 52 条に規定する文書による訓告を受けた職員 1 号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前 2 条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が 0 を下回っていたものの当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前 2 条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあっては、0 とする。）とする。

（年齢による昇給の号給数の抑制）

第 24 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に 56 歳以上となる職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

（勤務期間に応じた昇給の号給数）

第 25 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職員となった者等（転籍出向から復帰した者を除く。）の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

（転籍出向から復帰した者の昇給の号給数の調整）

第 26 条 前 5 条の規定にかかわらず、就業規則第 17 条の規定により転籍出向していた者が、前年の昇給日後に大阪公立大学医学部附属病院に復帰した場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の職員との均衡を考慮して調整するものとする。

（大阪府の職員又は大阪市の職員から人事交流等により引き続いて職員となった者の最初の昇給）

第 27 条 大阪府の職員又は大阪市の職員から人事交流等により引き続いて職員となった者について、採用後最初の昇給にあたり第 21 条から第 25 条までの規定を適用する場合には、大阪府の職員及び大阪市の職員の期間を大阪公立大学医学部附属病院の在職期間とみなすことができる。

（本法人の役員から引き続き職員となった者の最初の昇給）

第 28 条 第 21 条から第 25 条までの規定にかかわらず、本法人の役員であった者が、前年の昇給日後に引き続き職員となった場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の職員との均衡を考慮して調整するものとする。

（昇給しない職員）

第 29 条 前 8 条の規定による号給数が 0 となる職員は昇給しない。

（最高号給を超える場合の号給）

第 30 条 第 21 条から第 28 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

(復職時等における号給の調整)

第 31 条 第 22 条第 2 項第 1 号から第 7 号に掲げる事由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該期間を別表第 7 に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第 9 章 雑則

(この規程により難しい場合の措置)

第 32 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(給料月額の見直し)

第 33 条 職員の給料月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向かって行うことができる。

(施行の細目)

第 34 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (2) 旧病院就業規則 (旧)大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則をいう。
- (3) 旧病院給与規程 (旧)大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程をいう。
- (4) 旧病院昇給等規程 (旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給の基準に関する規程をいう。
- (5) 旧病院勤務時間等規程 (旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (6) 旧病院自己啓発等休業規程 (旧)大阪市立大学医学部附属病院職員の自己啓発

等休業に関する規程をいう。

- (7) 病院承継職員 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
- (8) 病院区分職員 この規程が適用される職員で、本法人採用の日に阿倍野地区（医学部附属病院）事業場及び阿倍野地区（MedCity21）事業場で勤務する者（前号の職員を除く。）をいう。

（合併に伴う特例措置）

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間においては、病院承継職員及び病院区分職員の職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準は、旧給与規程、旧昇給等規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

（令和5年1月1日を昇給日とする昇給にかかる休職等の事由）

- 4 令和5年1月1日を昇給日とする昇給にかかる勤怠調査期間のうち、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間の病院承継職員及び病院区分職員の欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日は、対応する事由欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日とみなす。

病院承継職員及び病院区分職員	対応する事由
旧病院就業規則第19条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によるものを除く。）	本則第22条第2項第1号に掲げる事由
旧病院就業規則第44条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業	本則第22条第2項第2号に掲げる事由
旧病院就業規則第50条第3号の規定による停職	本則第22条第2項第3号に掲げる事由
旧病院就業規則第59条第1項の規定による就業の禁止（以下「就業の禁止という。」により与えられた病気休暇	本則第22条第2項第4号に掲げる事由
旧病院就業規則第60条第1項の規定による勤務停止（以下「勤務停止」という。）により与えられた病気休暇	本則第22条第2項第5号に掲げる事由
旧病院自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業	本則第22条第2項第6号に掲げる事由
旧病院勤務時間等規程第33条の規定による病気休暇（就業の禁止及び勤務停止により与えられた病気休暇を除く。）	本則第22条第2項第7号に掲げる事由

欠勤（1日単位のものに限る。）	本則第22条第2項第8号に掲げる事由
旧病院勤務時間等規程第19条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1日単位のものに限る。）	本則第22条第2項第9号に掲げる事由

（令和4年4月1日後の復職時調整）

5 令和4年4月1日後に同日よりも前から引き続く休職等の期間（本則第22条及び附則第3項の規定に基づき、復職時調整の対象となる休職等の期間をいう。以下同じ。）から復職した場合の当該復職後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、休職等の期間の初日の直前の昇給日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、復職等の日の前日。以下本項中について同じ。）から令和3年12月31日までの期間にかかる復職時調整を行い、その上で、令和4年1月1日以後の期間における復職時調整を行う場合に得られる号給とするものとする。

(1) 令和4年4月1日を復職等の日とみなして、附則第3項の規定に基づき、休職等の期間の初日の直前の昇給日から令和3年12月31日までの期間にかかる復職時調整を行う。

(2) 本則第32条の規定に基づき、令和4年1月1日以後の期間にかかる復職時調整を行う。

6 前項第2号の復職時調整を行う場合における令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間の病院承継職員及び病院区分職員の欄に掲げる休職等の期間是对応する期間欄に掲げる休職等の期間とみなす。

病院承継職員及び病院区分職員	対応する期間
旧病院就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間	就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間
旧病院就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除き、結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間	就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除き、結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間

旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。私傷病休職）の期間	就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患に係るものを除く。私傷病休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定による休職（研究休職）の期間	就業規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定による休職（研究休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職の期間（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。）	就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。災害休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職の期間（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）	就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。災害休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 5 号の規定による休職（出向休職）の期間	就業規則第 19 条第 1 項第 5 号の規定による休職（出向休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 6 号の規定による休職（専従休職）の期間	就業規則第 19 条第 1 項第 6 号の規定による休職（専従休職）の期間
旧病院就業規則第 19 条第 1 項第 7 号の規定による休職の期間	就業規則第 19 条第 1 項第 7 号の規定による休職の期間
旧病院就業規則第 44 条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業の期間	業務傷病休業等の期間
旧就業の禁止により与えられた病気休暇の期間	就業の禁止における病気休暇の期間
旧勤務停止により与えられた病気休暇の期間	勤務停止における病気休暇の期間
旧病院自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）を除く。）	自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）を除く。）

旧病院自己啓発等休業規程の規定による自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）	自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）
--	--

（令和5年1月1日を昇給日とする昇給にかかる勤務成績の評価及び昇給の号給数について）

7 令和5年1月1日を昇給日とする昇給にかかる勤務成績の評価及び勤務成績の区分による昇給の号給数については、第3項に定める内容を適用する。

附 則（令和2.4.1 規程175）

（施行期日等）

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則（令和4.3.31 規程489）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.5.31 規程550）

この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5.2.28 規程23）

（施行期日）

- 1 この規程は令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第5の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

附 則（令和5.6.30 規程185）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5.12.28 規程234）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程別表第5の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

別表第1

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務の内容
一般職給料表(1)	1級	係員級の職務
	2級	主任級の職務
	3級	係長級の職務
	4級	課長代理級の職務
一般職給料表(2)	1級	1 定形的な業務を行う職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	2級	業務主任の職務
	3級	1 部門監理主任の職務 2 技能統括主任の職務
医療職給料表	1級	薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士若しくは歯科衛生士（以下「医療技術職員」という。）又は医療ソーシャルワーカー若しくは遺伝カウンセラーの職務
	2級	特に高度の知識経験若しくは技術を必要とする業務を行うとともに、主査を補佐する主務の薬剤師、栄養士、医療技術職員又は医療ソーシャルワーカー若しくは遺伝カウンセラーの職務
	3級	主査の職務
	4級	薬剤部副部長又は副主幹の職務
看護職給料表(1)	1級	看護師又は助産師の職務
	2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う看護師若しくは助産師又は認定看護師の職務
	3級	看護主任又は専門看護師の職務
	4級	副師長の職務
	5級	師長、主査又は担当係長の職務
	6級	看護副部長の職務
看護職給料表(2)	1級	看護師又は助産師の職務
	2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う看護師又は助産師の職務
	3級	特に高度の知識経験を必要とする業務を行うとともに、主査を補佐する主務の看護師又は助産師の職務
	4級	主査の職務

別表第2

級別資格基準表

ア 職員のうち一般職給料表(1)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	
		1級	2級
技術職員	大学卒	0	6
	短大卒	0	7
	高校卒	0	10
遺伝カウンセラー	修士課程修了	0	6

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。この表により難しい場合は、職員の年齢、前歴その他の条件を勘案して理事長が別に定めることができる。

イ 職員のうち一般職給料表(2)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級
		1級
技能職員	—	0

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

ウ 職員のうち医療職給料表の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	
		1級	2級
薬剤師	大学卒(6年制)	0	4
	大学卒	0	7
栄養士	管理栄養士	0	7
	管理栄養士以外	0	9
医療技術職員	—	0	7
医療ソーシャルワーカー	—	0	7
遺伝カウンセラー	修士課程修了	0	4

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。
遺伝カウンセラーは認定遺伝カウンセラー資格を有している者に限る。

エ 職員のうち看護職給料表(1)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	
		1級	2級
看護師	—	0	医学部附属病院看護部が実施するクリニカルラダーのレベルⅣを修得し、かつレベルⅤに取り組むことが認められた者若しくは同等の能力を有すると認められる者
助産師	—	0	

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

オ 職員のうち看護職給料表(2)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級		
		1級	2級	3級
看護師	—	0	1	6
助産師	—	0	1	6

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

別表第3

初任給基準表

適用を受ける給料表	職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	号給
一般職給料表(1)	技術職員	大学卒	1級	29号給
		短大卒	1級	21号給
		高校卒	1級	13号給
	遺伝カウンセラー	修士課程修了	1級	37号給
一般職給料表(2)	技能職員	—	1級	19号給
医療職給料表	薬剤師	薬学大卒	1級	29号給
		大学卒(薬学大卒を除く。)	1級	15号給
	栄養士	大学卒(管理栄養士の資格を有する者に限る。)	1級	13号給
		短大卒又は栄養士養成所卒	1級	5号給
	臨床検査技師	大学卒	1級	13号給
		臨床検査技師学校卒	1級	9号給
診療放射線技師	大学卒	1級	13号給	

		診療放射線技師学校卒	1級	9号給
	臨床工学技士	大学卒	1級	13号給
		臨床工学技士学校卒	1級	9号給
	理学療法士	大学卒	1級	13号給
		理学療法士学校卒	1級	9号給
	作業療法士	大学卒	1級	13号給
		作業療法士学校卒	1級	9号給
	視能訓練士	大学卒	1級	13号給
		視能訓練士学校卒	1級	9号給
	言語聴覚士	大学卒	1級	13号給
		言語聴覚士学校卒	1級	9号給
	歯科衛生士	大学卒	1級	13号給
		3年制の歯科衛生士養成所卒	1級	9号給
		2年制の歯科衛生士養成所卒	1級	5号給
	医療ソーシャルワーカー	—	1級	13号給
	遺伝カウンセラー	修士課程修了	1級	36号給
看護職給料表(1)	看護師	大学卒	1級	9号給
		3年制の看護師養成所卒	1級	5号給
		2年制の看護師養成所卒	1級	1号給
	助産師	3年制の看護師養成所卒 後1年制の助産師養成所卒	1級	9号給
		2年制の看護師養成所卒 後1年制の助産師養成所卒	1級	5号給

- (1) 「資格基準」とは、第4条に規定する級を決定する場合に必要な資格をいう。
- (2) 大学(6年制)卒の者のうち、インターン修了者は、表の号給に4号給加算する。
- (3) 医療職給料表又は看護職給料表(1)の適用を受ける者の項における「大学卒」とは、その者の職に必要とする免許の取得に係る分野の学部の卒業に限るものとする。

別表第4

外部経歴加算月数表

月数
(1) 外部経歴期間のうち、同種職務に従事した期間の部分に相当する月数
(2) 外部経歴期間のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間と同程度であるものに限る。）に相当する月数に5分の4を乗じて得た月数
(3) 外部経歴期間（前号に規定する期間を除く。）のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間の半分程度以上であるものに限る。）に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数
(4) 外部経歴期間のうち、学校教育法の規定による学校又は学校に準ずるものとして理事長が定める教育機関における在学期間の部分（正規の修学年数内の期間に限る。）に相当する月数に相当する月数

備考) 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。

別表第5

昇格時号給対応表

ア 一般職給料表(1)適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	3	3
2	1	3	3
3	1	3	3
4	1	3	3
5	1	3	3
6	1	3	3
7	1	3	3
8	1	3	3
9	1	3	3
10	1	3	3
11	1	3	3
12	1	3	3
13	1	3	3
14	1	4	3
15	1	5	3
16	1	6	3

17	1	7	3
18	1	8	3
19	1	9	3
20	1	10	3
21	1	11	3
22	1	12	3
23	1	13	3
24	1	14	3
25	1	15	3
26	1	16	3
27	1	17	3
28	1	18	3
29	1	19	3
30	1	20	4
31	1	21	5
32	1	22	6
33	1	23	7
34	1	24	8
35	1	25	9
36	1	26	10
37	1	27	11
38	1	28	12
39	1	29	13
40	1	30	14
41	1	31	15
42	1	32	16
43	1	33	17
44	1	34	18
45	1	35	19
46	1	36	20
47	1	37	21
48	1	38	22
49	1	39	23
50	1	40	24
51	2	41	25

52	3	42	26
53	4	43	27
54	5	44	28
55	6	45	29
56	7	46	30
57	8	47	31
58	9	47	31
59	10	47	32
60	11	48	32
61	12	48	33
62	13	48	33
63	14	49	34
64	15	49	34
65	16	49	35
66	17	50	35
67	18	50	35
68	19	50	36
69	20	51	36
70	21	51	36
71	22	51	37
72	23	52	37
73	24	52	37
74	25	52	38
75	26	53	38
76	27	53	38
77	28	53	39
78	29	54	39
79	30	54	39
80	31	54	<u>40</u>
81	32	55	40
82	33	55	40
83	34	55	<u>41</u>
84	35	55	<u>41</u>
85	36	55	41
86	37	56	<u>42</u>

87	38	56	<u>42</u>
88	39	56	<u>42</u>
89	40	56	<u>43</u>
90	41	56	<u>43</u>
91	41	57	<u>43</u>
92	42	57	<u>43</u>
93	42	57	<u>44</u>
94	43	57	<u>44</u>
95	43	57	<u>44</u>
96	44	58	44
97	44	58	<u>45</u>
98	45	58	<u>45</u>
99	45	58	45
100	46	58	45
101	46	59	<u>46</u>
102	47	59	
103	47	59	
104	48	59	
105	48	60	
106	49	60	
107	49	60	
108	49	60	
109	49	61	
110	50	61	
111	50	61	
112	50	61	
113	51	62	
114	51		
115	51		
116	51		
117	52		
118	52		
119	52		
120	52		
121	53		

122	53		
123	53		
124	53		
125	54		
126	54		
127	54		
128	54		
129	55		
130	55		
131	55		
132	55		
133	55		
134	56		
135	56		
136	56		
137	56		
138	56		
139	56		
140	56		
141	57		
142	57		
143	58		
144	58		
145	59		

イ 一般職給料表(2)適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	2
35	1	3
36	1	4
37	1	5
38	1	6
39	1	7
40	1	8
41	1	9
42	1	10

43	1	11
44	1	12
45	1	13
46	1	13
47	1	14
48	1	14
49	1	15
50	1	15
51	1	16
52	1	16
53	1	17
54	1	17
55	1	18
56	1	18
57	1	19
58	1	19
59	1	20
60	1	20
61	1	21
62	1	21
63	1	22
64	1	22
65	1	23
66	1	23
67	1	24
68	1	24
69	1	25
70	1	25
71	1	26
72	1	26
73	1	27
74	1	27
75	1	28
76	1	28
77	1	29

78	1	29
79	1	30
80	1	30
81	1	31
82	1	31
83	1	32
84	1	32
85	1	33
86	2	34
87	3	35
88	4	36
89	5	37
90	6	37
91	7	38
92	8	38
93	9	39
94	10	39
95	11	40
96	12	40
97	13	41
98	14	41
99	15	42
100	16	42
101	17	43
102	18	43
103	19	44
104	20	44
105	21	45
106	21	46
107	22	47
108	22	48
109	23	49
110	23	49
111	24	50
112	24	50

113	25	51
114	25	51
115	26	52
116	26	52
117	27	53
118	27	
119	28	
120	28	
121	29	
122	29	
123	29	
124	30	
125	30	
126	30	
127	31	
128	31	
129	31	
130	32	
131	32	
132	32	
133	33	
134	33	
135	33	
136	34	
137	34	
138	34	
139	35	
140	35	
141	35	
142	36	
143	36	
144	36	
145	37	
146	37	
147	37	

148	38	
149	38	
150	38	
151	39	
152	39	
153	39	
154	40	
155	40	
156	40	
157	41	
158	41	
159	41	
160	42	
161	42	
162	42	
163	43	
164	43	
165	43	
166	44	
167	44	
168	44	
169	45	
170	45	
171	46	
172	46	
173	47	
174	47	
175	48	
176	48	
177	49	
178	49	
179	49	
180	50	
181	50	
182	50	

183	51	
184	51	
185	51	

ウ 医療職給料表適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	2	1
27	1	3	1
28	1	4	1

29	1	5	1
30	1	6	1
31	1	7	1
32	1	8	1
33	1	9	1
34	2	10	1
35	3	11	1
36	4	12	1
37	5	13	1
38	6	14	2
39	7	15	3
40	8	16	4
41	9	17	5
42	10	18	6
43	11	19	7
44	12	20	8
45	13	21	9
46	14	22	10
47	15	23	11
48	16	24	12
49	17	25	13
50	18	26	13
51	19	27	14
52	20	28	14
53	21	29	15
54	22	30	15
55	23	31	16
56	24	32	16
57	25	33	17
58	26	34	17
59	27	35	17
60	28	36	18
61	29	37	18
62	30	38	18
63	31	39	19

64	32	40	19
65	33	41	19
66	34	42	20
67	35	43	20
68	36	44	20
69	37	45	21
70	38	46	21
71	39	47	21
72	40	48	22
73	41	49	22
74	42	50	22
75	43	51	23
76	44	52	23
77	45	53	23
78	46	53	24
79	47	54	24
80	48	54	24
81	49	55	25
82	50		25
83	51		25
84	52		26
85	53		26
86	54		26
87	55		27
88	56		27
89	57		27

エ 看護職給料表(2)適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	1	1
19	3	1	1
20	4	1	1
21	5	1	1
22	6	1	2
23	7	1	3
24	8	1	4
25	9	1	5
26	10	1	6
27	11	1	7
28	12	1	8
29	13	1	9
30	14	2	10
31	15	3	11
32	16	4	12
33	17	5	13
34	18	6	14
35	19	7	15
36	20	8	16
37	21	9	17
38	22	10	18
39	23	11	19
40	24	12	20

41	25	13	21
42	26	14	22
43	27	15	23
44	28	16	24
45	29	17	25
46	30	18	26
47	31	19	27
48	32	20	28
49	33	21	29
50	34	22	30
51	35	23	31
52	36	24	32
53	37	25	33
54	38	26	34
55	39	27	35
56	40	28	36
57	41	29	37
58	41	30	38
59	42	31	39
60	42	32	40
61	43	33	41
62	43	34	42
63	44	35	43
64	44	36	44
65	45	37	45
66	45	38	46
67	45	39	47
68	46	40	48
69	46	41	49
70	46	42	50
71	47	43	51
72	47	44	52
73	47	45	53
74	48	46	54
75	48	47	55

76	48	48	56
77	49	49	57
78	49	50	57
79	49	51	58
80	49	52	58
81	50	53	59
82	50	54	59
83	50	55	60
84	50	56	60
85	51	57	61
86	51	58	61
87	51	59	61
88	51	60	62
89	52	61	62
90		61	62
91		62	63
92		62	63
93		63	63
94		63	
95		64	
96		64	
97		65	
98		66	
99		67	
100		68	
101		69	
102		69	
103		70	
104		70	
105		71	
106		71	
107		72	
108		72	
109		73	
110		73	

111		73	
112		74	
113		74	
114		74	
115		75	
116		75	
117		75	

別表第6

第21条第1項第2号に基づき定める期間

職種等	学歴、免許等の資格	在級年数
事務職員	大学卒	1
	短大(3年制)卒	2
	短大(2年制)卒	3
	高校卒	5
技術職員	大学卒	1
	短大卒	3
	高校卒	5
司書	—	0

別表第7

復職調整表

休職等の期間	換算率
就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間	3分の3以下
就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除き、結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間	2分の1以下
就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患に係るものを除く。私傷病休職）の期間	3分の1以下

就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3 分の 3 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定による休職（研究休職）の期間	3 分の 3 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。災害休職）の期間	3 分の 3 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。災害休職）の期間	3 分の 1 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 5 号の規定による休職（出向休職）の期間	3 分の 3 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 6 号の規定による休職（専従休職）の期間	3 分の 2 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 7 号の規定による休職の期間	理事長が認める割合以下
業務傷病休業等の期間	3 分の 3 以下
勤務停止における病気休暇の期間	2 分の 1 以下
就業の禁止における病気休暇の期間	3 分の 1 以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）を除く。）	3 分の 3 以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）	2 分の 1 以下